

吉賀町告示第99号

令和4年第2回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年5月19日

吉賀町長 岩本 一巳

1 期 日 令和4年6月9日

2 場 所 吉賀町議会議場

○開会日に応招した議員

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	安永 友行君

○6月13日に応招した議員

○6月14日に応招した議員

○6月16日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和4年 第2回(定例)吉賀町議会会議録(第1日)

令和4年6月9日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和4年6月9日 午前9時06分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発議第3号 消費税率5%への引き下げを求める意見書(案)
- 日程第6 承認第1号 専決処分の承認について(吉賀町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第7 承認第2号 専決処分の承認について(吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第8 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 議案第36号 請負契約の締結について(横立団地C棟建築工事)
- 日程第10 議案第37号 請負契約の締結について(横立団地D棟建築工事)
- 日程第11 議案第38号 請負契約の締結について(蔵木小学校改修工事)
- 日程第12 議案第39号 吉賀町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第40号 吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第41号 吉賀町社会福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第42号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第43号 令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第44号 令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第45号 令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第46号 令和4年度吉賀町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第20 同意第1号 吉賀町監査委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告

- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発議第3号 消費税率5%への引き下げを求める意見書(案)
- 日程第6 承認第1号 専決処分の承認について(吉賀町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第7 承認第2号 専決処分の承認について(吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第8 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 議案第36号 請負契約の締結について(横立団地C棟建築工事)
- 日程第10 議案第37号 請負契約の締結について(横立団地D棟建築工事)
- 日程第11 議案第38号 請負契約の締結について(蔵木小学校改修工事)
- 日程第12 議案第39号 吉賀町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第40号 吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第41号 吉賀町社会福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第42号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第43号 令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第44号 令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第45号 令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第46号 令和4年度吉賀町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第20 同意第1号 吉賀町監査委員の選任について

出席議員(12名)

1番 桜下 善博君	2番 村上 定陽君
3番 三浦 浩明君	4番 桑原 三平君
5番 河村由美子君	6番 松蔭 茂君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 藤升 正夫君	10番 中田 元君
11番 庭田 英明君	12番 安永 友行君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	中田 敦君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	栩木 昭典君	保健福祉課長	……………	中林知代枝君
医療対策課長	……………	永田 英樹君	産業課長	……………	堀田 雅和君
建設水道課長	……………	早川 貢一君	柿木地域振興室長	……………	山根 徳政君
出納室長	……………	村上 恵君			

午前 9 時 06 分開会

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は 12 人です。定足数に達しております。令和 4 年第 2 回吉賀町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、2 番、村上議員、3 番、三浦議員を指名します。

日程第 2. 会期の決定

○議長（安永 友行君） 日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

議会運営委員長の報告を求めます。5 番、河村議会運営委員長。

○議会運営委員長（河村由美子君） それでは、報告をいたします。

会期日程につきまして、本日より 16 日までの 8 日間といたします。

本日は、議案の上程、質疑ということでございます。

一般質問につきましては、13 日、6 名、14 日が 5 名。

16 日が最終日ございまして、討論、採決といたします。

発議、請願、陳情につきましては、陳情第 1 号、これは経済委員会に付託をいたします。陳情 2 号、これは文書配付といたします。陳情第 3 号、総務委員会に付託をいたします。陳情第 4 号、

文書配付、経済委員会に付託、発議第3号、経済委員会に付託。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、ただいま河村議会運営委員長が報告したとおり、本定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から6月16日までの8日間をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、会期は本日から6月16日までの8日間と決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の会議に出席の職員の職、氏名は、お手元に配付したとおりです。

監査委員よりの例月出納検査報告及び議会の動静報告は、お手元の配付資料のとおりです。

また、ただいま議運の委員長のほうからも報告がありましたが、陳情第1号町道朝倉真田線及びその枝線、並びに抜月橋の整備促進に関する陳情書、陳情第3号国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情は、お手元に配付した陳情請願要望等文書表のとおりにし、陳情第1号は経済常任委員会へ、陳情第3号は総務常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることにしました。

日程第4. 行政報告

○議長（安永 友行君） 日程第4、行政報告を行います。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。令和4年の第2回定例会を招集しましたところ、全議員に御出席いただきましてまことにありがとうございました。

行政報告の前に、本定例会に上程をいたします議案について申し上げておきたいと思っております。

今回上程する議案でございますが、全部で15件となります。内訳といたしましては、承認案件が2件、報告案件が1件、請負契約の締結の案件が3件、条例の一部改正が4件、さらに一般会計、特別会計の補正予算が4件、それから同意案件が1件ということでございます。

このうち承認案件につきましては、条例の一部改正に係る専決処分、それから報告案件は繰越明許費繰越計算書、請負契約の締結につきましては、横立団地建築工事と蔵木小学校の改修工事でございます。

同意案件につきましては、監査委員の選任でございます。

このほか、条例の一部改正と補正予算含めまして、全議案について慎重審議の上、適切な議決を賜りますように冒頭お願い申し上げておきたいと思っております。

それでは、配付をさせていただいておりますお手元の資料によりまして、動静報告をさせていただきたいと思っております。

今回の報告につきましては、3月定例会以降のものとなります。時間の関係もございますので、主なところ限定をして御報告を申し上げたいと思っております。

まず3月の定例会でございますが、4日金曜日に招集させていただきまして、18日金曜までの会期でございました。

少し下がっていただきまして、7日の月曜日でございます。島根大学医学部医学科地域卒学生来庁とあります。今回、町内から1名の合格が出ましたので、保護者の方と生徒さん、学生さんが表敬訪問ということで御報告に来庁されたところでございます。

9日水曜日でございます。島根県婦人会館の訪問、併せましてしまね国際センター理事会のほうへ出席をさせていただきました。

3月10日の木曜日でございます。お弁当ミーティングとあります。これは、かねてから施政方針等で申し上げておりましたが、準備が整いましたので、第1回目ということでこの日につきましては吉賀高校の生徒さん3名、それから教職員の方がお昼に来ていただきまして、町長室のほうで私と一緒に弁当を食べながら、いろいろなことについての歓談をさせていただいたということでございます。

下がっていただきまして、16日の水曜日でございます。松江市におきまして国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の島根県準備委員会第2回の総会が行われました。

2ページに入りまして、3月20日の日曜日でございます。道の駅かきのきむらの創業25周年の大創業祭が行われましたので、そちらのほうへ出かけさせていただきました。

同じく、その日の午後でございますが、多文化交流イベントということで、町内の外国人の方にお出かけをいただきまして、町民の方と一緒に石見神楽、白谷神楽を鑑賞するとともに、軽スポーツで交流を深めたところでございます。

23日の水曜日でございます。元島根県老人クラブ連合会副会長でありました河野孝祐さんが全国表彰受けられたということで、その受賞の報告に来庁されました。

3ページに入りまして、一番上の28日の月曜日でございます。年度末が近づきましたので松江へ出かけまして、島根県庁ほか関連する団体等への挨拶周りを行いました。

29日火曜日は、吉賀町交通安全対策協議会を開催したところでございます。

年度末31日の木曜日につきましては、年度終わり式と退任式。

年度変わりまして、4月1日金曜日は、年度初め式と新任式を行っております。

2日の土曜日でございます。アスノワの七日市出張所でイベントが行われましたので、こちらのほうへ参加をさせていただきました。

一番下の5日の火曜日でございますが、次のページに記載をしております4ページのところにありますが、教職員の皆さんの新任式が行われましたので、そちらのほうへ出かけて御挨拶をさせていただきました。

7日の木曜日でございます。株式会社GBA加工所の視察ということで、これ議会の全員協議会も行われましたので、私も同行させていただいたところでございます。

9日の土曜日でございます。松江におきまして、第78代衆議院議長就任されました細田先生の記念講演会が行われましたので、参加をさせていただきました。

4月の12日と13日でございますが、交通安全運動が始まったさなかでございますが、テント村の開設、六日市支部と柿木支部で行われましたので、それぞれ参加をさせていただいたところでございます。

その下の14日の木曜日でございます。六日市病院の案件につきまして、島根県庁、とりわけ隠岐石見地域振興室と健康福祉部のほうへ出かけております。

15日の金曜日は、自治会長会議を開催をさせていただきました。

5ページに入りまして、16日の土曜日でございます。益田市におきまして、島根県トラック協会益田支部の研修会が行われましたので、参加をしております。

18日の月曜日は、町議会の全員協議会でございます。

19日の火曜日、同じく六日市病院の関係で県庁を訪問し、健康福祉部のほうで部長以下と面会をさせていただいたところでございます。

21日の木曜日、これにつきましても病院の関係でございます。県庁、健康福祉部の医療統括監が来庁されました。

24日の日曜日でございます。御逝去されました竹下亘衆議院議員先生のお別れ会が出雲市で行われて、参加をさせていただきました。

25日の月曜日でございます。毎年行っております島根県の松尾顧問ほか関係者の方が来庁されておりまして、行政視察と意見交換を行ったところでございます。

下がっていただきまして、4月28日木曜日でございます。島根県医療政策課長が六日市病院の関係で御来庁されました。

次のページ、6ページ中ほどでございます。5月に入りますが、12日木曜日、益田市で行われました益田地区各種期成同盟会の総会、それから国土交通省浜田河川国道事務所のほうから事業説明が行われたところでございます。

16日月曜日につきましては、石見空港ターミナルビルの監査で益田へ出かけております。

1 7日火曜日は、町の防災会議。

1 8日水曜日につきましては、道路の関係で上京いたしまして、通常総会それから全国大会、さらに県選出国會議員の先生方への要望活動を関係者の皆さんと行ったところがございます。

7ページでございます。2 3日の月曜日でございます。島根県庁健康福祉部のほう訪問させていただきまして、六日市病院についての協議をしたところがございます。その足、益田のほうへ帰りまして、緊急事態発生時における廃棄物処理に関する協定書の締結式と広域事務組合の理事会、意見交換を行ったところがございます。

2 4日火曜日につきましては、広島市で行われました中国国道協会の総会へ出かけました。

2 6日木曜日につきましては、上京いたしまして全国治水砂防の関係でございますが、こちらの通常総会へ出かけております。

2 9日の日曜日につきましては、町内に事務局がございますNPO法人日本に健全な森をつくり直す委員会の主催でございましたが、養老孟司先生をお招きしてのイベントがございましたので、こちらのほうへ参加をさせていただきました。

3 0日の月曜日につきましては、町民有志の会の皆さんが六日市学園の利活用の要望書を提出されましたので、これについての対応をしております。

3 1日は、例年行っております広島のマツダスタジアムで行われましたわがまち魅力発信隊のほうへ参加をさせていただいたところがございます。

6月に入りまして、2日でございます。松江へ出かけまして島根県町村会の事務局長と面会するとともに、しまね国際センターの通常理事会のほうへ参加いたしました。

帰りましてその日の夕刻でございます。議会のほうにも報告をさせていただきましたが、社会医療法人石州会経営改善計画評価委員会の野崎委員長のほうから報告書の提出を受けたところがございます。

3日につきましては、町議会の全員協議会が開催されました。

それから、3日の金曜日、4日の土曜日と続きましたが、町内で2回にわたってのその他火災が福川と蔵木で発生いたしましたので、対応させていただきました。

最後、8ページでございます。6月5日につきましては、先般日曜日でございますが、この後ろの基幹集落センターと体育館のほうで災害時外国人サポーター養成研修並びに外国人住民のための防災訓練が行われ、参加をさせていただきました。

6日月曜日につきましては、石州会六日市病院のほうへ訪問させていただきまして、先般議会のほうで報告させていただいた町の方針につきまして、文書をもって報告をさせていただいたところがございます。

7日につきましては、益田で開催されました石西地域農林振興協議会の総会のほうへ参加をし

たということでございます。

以上でございます。

日程第5. 発議第3号

○議長（安永 友行君） 日程第5、発議第3号消費税率5%への引き下げを求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となりました発議第3号につきまして、読み上げて提案をさせていただきたいと思っております。

発議第3号、令和4年6月9日、吉賀町議会議長安永友行様、提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

消費税率5%への引き下げを求める意見書（案）、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。理由といたしまして、物価高騰から国民の生活と地域経済を守るためであります。

裏面いただきまして、消費税率5%への引き下げを求める意見書（案）。

総務省が5月27日発表した5月の東京都都区部消費者物価指数は、価格変動の大きい生鮮食品を除く総合指数が101.5と、前年同月比1.9%上昇しました。プラスは9か月連続で、伸び率は消費税増税の影響があった2015年（平成27年）3月の2.2%以来、7年1か月ぶりの高水準を記録した4月と同じでした。

物価高騰の原因は、新型コロナやロシアのウクライナ侵略による影響とともに、円安による輸入価格の上昇であり、今後も物価高が続くと想定されます。

特に、食品や生活必需品の値上げが大きく、帝国データバンクの調査によると22年（令和4年）の価格改定計画は、上場主要食品メーカー105社で、すいません累計累計が二重になっておりますので1個累計を消していただいておりますが、累計8,385品目の値上げ、平均値上げ率は12%となることが明らかになっています。

原油の値上げは、ガソリンなどの燃料、電気、運輸、ペットボトル入り商品まで、あらゆる場面での値上げにつながっています。物価高騰への対策として緊急に求められているのは、消費税率5%への引き下げです。

消費税減税は、所得の少ない人ほど効果が大きく、中小零細事業者ほど税負担の軽減につながり、国民の購買力を高める景気策となります。

消費税減税の財源は、応能負担の原則をつらぬいて確保することが必要です。上場企業の3月期決算では、史上最高益となった企業の比率は30%と30年ぶりの高水準と報じられています。

読売新聞の世論調査では、政府が優先的に取り組む対策として「大企業や富裕層への課税強化など税制の見直し」と答えた人は50%にのぼります。

富裕層・大企業への優遇を見直し応分の負担を求めることは、所得の再配分という経済の持続可能な成長にとって不可欠な仕組みです。

政府並びに国会におかれましては、国民の暮らし、経済を立て直すため、消費税率を5%に引き下げられるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済再生担当相としておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

提案者に対する質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。お諮りをいたします。本件については、所管の経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。本件については、所管の経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

日程第6 承認第1号

○議長（安永 友行君） 日程第6、承認第1号専決処分の承認について（吉賀町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、承認第1号専決処分の承認についてであります。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和4年6月9日提出、吉賀町長岩本一巳。

専決処分書でございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないので次のとおり専決する。

1、吉賀町税条例等の一部を改正する条例でございます。

詳細につきましては、所管いたします税務住民課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。榎木税務住民課長。

○税務住民課長（栩木 昭典君） それでは、吉賀町税条例等の一部を改正する条例につきまして詳細説明をさせていただきます。

地方自治法等の一部を改正する法律が公布され、一部を除いて4月1日から施行されることに伴いまして、地方自治法179条第1項の規定により吉賀町税条例等の一部を改正することについて専決処分をいたしましたので、これを議会に報告し承認を求めるものであります。

令和4年度の地方税制の主な改正は、個人住民税では住宅借入等特別税控除の適用期限の4年間の延長、また固定資産税では不動産登記法の改正により納税証明書の記載事項の変更による改正などです。

それでは、条例改正案及び参考資料を御覧ください。説明は、参考資料の新旧対照表でさせていただきます。

なお、施行日につきましては参考資料の吉賀町条例の改正概要を御覧ください。

最初に、町民税の改正について説明させていただきます。新旧対照表の1ページの第33条の関係です。

町民税における上場株式等の配当所得等に係る課税方式について、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させる措置を講ずるものであります。この見直しに伴い、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件が所得税と一致するように改正されるものです。

第33条4項が特定配当等に係るもの、次の2ページの第6項が特定株式等譲渡に係る改正となります。

3ページの第34条の9、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除においては、総合課税または分離課税がある場合の税額控除、確定申告の記載によって行うことについての改正であります。

続いて、町民税の申告の36条の2、第1項、第2項、36条の3、第2項、第3項につきましても、所得税と一致するように改正されるものです。

次に、8ページ、附則第7条の3の2の改正です。所得税の住宅ローン控除適用者において所得税より控除されなかった額を、所得税の課税総所得金額等の5%、最高で9万7,500円の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除できるように改正されました。また、適用年限を3年間延長し、令和7年12月31日までの居住者が対象となります。

なおこの措置による減収額につきましては、全額国費、地方特例交付金でございますが、によって補填されます。

次に、固定資産税の改正につきまして説明いたします。

戻っていただきまして、1ページの18条の4及び8ページの73条の2、73条の3の改正です。これは不動産登記法の改正によりまして、登記簿に登記される事項が新たに追加されるこ

とに伴いまして、地方税法382条の4の規定により証明書に住所に替わるものとして、施行規則で定める事項を記載したものを交付しなければならないことにする法律改正に伴う改正です。

次に、附則第10条の2、第25条の改正です。貯留機能保全区域の指定を受けた土地につきましては、我が町特例を適用し、4分の3の軽減措置を講ずることとした改正です。これは課税標準額の4分の3ということです。しかしながら、これにつきましては現在のところ本町では指定区域はございませんので、適用はないというふうに思っております。

そのほか、所要の条文整理と条例の項ずれによる変更がございますので、新旧対照表でお読み取りください。

以上で、吉賀町条例の一部を改正する条例の詳細説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 説明書の1ページなんですけども、改正後の案というのがありまして、18条の4なんですけども、これ道路運送車両法第97条の2というのがありますが、現行は納付書が、軽自動車に限ってですね町税ですから送ってきて、領収したら必ず隣ていうか同時に納税証明書がついておるんですけども、年度初めは5月に払えと言うことですから払うんですけど、年がたって翌年ぐらいになると納税証明書というのはなくされてる方が多いんですよ。

そうすると、車検証の原本提出せにゃ交付せんというようなことになって、非常に業者としては手間がかかると言いますかね、ちょっと厳しいところがあるんですけども、その辺を従来どおりにやってもらうという方法はとれないものでしょうか。これは業界の話なんですけども。

○議長（安永 友行君） 榎木税務住民課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） お答えします。

通常でございますと、5月にお支払いただいた後に、口座振替ですと郵送によって納税証明書等を送らせていただきます。それから、納付書につきましても納付書の一部に納税証明書と同等のものがございますのでそういったものを活用していただくんですが、それ以外の場合につきましては、基本的にその本人確認というのがきちんと取れてないということで、車検証の原本をとということで今やらせていただいております。

基本的には、小さな町でございますので業者さんのこともよく分かっておりますし、業者さんが来れば特に原本でなくてもということも理解はできるんですけども、業者さん以外の個人の方も来られることもございます。

そういった方が、全く他人の納税証明書を請求されるということもございますので、そういった場合にはやはり印鑑登録証と同じように車検証が委任状のかわり、車検証を第三者に預けると

ということで委任状のかわりと同じように受け取って、本人確認をさせていただいたというような形で今そういう手続きをさせていただいておりますので、御理解いただけたらと思います。

それから、今ちょうどシステムの改修をしております、普通自動車と同じように軽自動車につきましても全国で、OSSというワンストップサービスのシステムを今度取り入れることによってインターネットで納税の確認ができるように今からはなりますので、今年度中には吉賀町のほうもシステムの改修が終わりますので、そういったものを利用していただくという方法だと、今まで以上に簡素にできるかと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第6、承認第1号専決処分の承認について（吉賀町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決承認をされました。

日程第7. 承認第2号

○議長（安永 友行君） 日程第7、承認第2号専決処分の承認について（吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、承認第2号専決処分の承認についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月9日提出、吉賀町長岩本一巳。

専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないので次のとおり専決する。

1、吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

詳細につきましては、所管いたします保健福祉課長が御説明申し上げますので、よろしくお願

いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、承認第2号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について詳細説明を行います。

賦課限度額の改正についてでございます。

国民健康保険被保険者に賦課する国民健康保険税には、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の3つから構成されており、それらに賦課できる金額について国民健康保険法施行令により上限が定められております。

このたび、施行令改正によりまして基礎課税額の賦課限度額が65万円に、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額が20万円に引き上げられました。

資料21ページの新旧対照表を御覧ください。

現行の国民健康保険税条例第2条第2項のただし書き中の63万円を改正後では65万円、その下の現行第2条第3項のただし書き中の19万円を改正後では20万円に、それぞれ改める内容でございます。

また、23条におきましても第2条と同様にそれぞれ改める内容となっております。

なお、改正は本年4月1日から施行となります。

以上、承認第2号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第7、承認第2号専決処分の承認について（吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決承認をされました。

日程第8. 報告第2号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第8、報告第2号繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、報告第2号繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和3年度吉賀町一般会計の繰越明許費は別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和4年6月9日提出、吉賀町長岩本一巳。

この件につきましては、本年3月定例議会におきまして令和3年度一般会計補正予算（第9号）で既に議決をいただいているものでございます。本日のところにつきましては、翌年度繰越額が確定いたしましたのでその内容について報告をするものでございます。

つけております繰越計算書のほうを御覧いただきたいと思っております。

横に見ていただく計算書でございますが、事業名と翌年度繰越額に限定をして読み上げたいと思っております。

人事管理事業132万円、電算管理費219万7,500円、番号法関連システム運営管理費337万1,500円、子育て世帯への臨時特別給付金100万円、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金42万円、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業92万円、ハウス等整備事業300万円、農村地域防災減災事業2,442万2,000円、災害被害森林復旧対策事業補助金43万3,000円、道路新設改良単独事業3,577万1,720円、道路新設改良補助事業2,100万7,000円、橋梁新設改良補助事業4,344万6,000円、河川改良単独事業975万6,300円、特別教室空調整備事業3,782万9,000円、農業用施設現年補助災害復旧事業2,000万円、林業現年補助災害復旧事業3,307万5,000円、以上で16事業でございますが、合計で繰越額が2億3,796万9,020円となるものでございます。

なお、詳細につきましてはお手元の参考資料22ページから25ページのところに一覧表形式で掲載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ありませんか。

3月の最終補正で本案は議決されておりますので、質疑はこれで終わります。

本案は報告をもって終了します。

日程第9. 議案第36号

日程第10. 議案第37号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第36号請負契約の締結について（横立団地C棟建築工事）及び日程第10、議案第37号請負契約の締結について（横立団地D棟建築工事）を一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第36号並びに37号を上程をさせていただきます。

まず議案第36号請負契約の締結についてでございます。

下記工事について請負契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月9日提出、吉賀町長岩本一巳。

記。1、契約の目的、令和4年度横立団地C棟建築工事、2、契約の方法、一般競争入札による文書契約、3、契約金額、5,318万5,000円、このうち消費税額は483万5,000円であります。4、工期、吉賀町議会の議決のあった日の翌日から令和5年2月28日まで、5、契約の相手方、島根県鹿足郡吉賀町七日市986番地1、株式会社松原工務店、代表取締役松原寿義。

続きまして、議案第37号請負契約の締結について。

下記工事について請負契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月9日提出、吉賀町長岩本一巳。

記。1、契約の目的、令和4年度横立団地D棟建築工事、2、契約の方法、一般競争入札による文書契約、3、契約金額、5,302万円、このうち消費税額は482万円でございます。4、工期、吉賀町議会の議決のあった日の翌日から令和5年2月28日までであります。5、契約の相手方、島根県鹿足郡吉賀町田野原221番地1、有限会社齊藤建設、代表取締役齋藤洋志。

以上でございます。

詳細につきましては、いずれについても所管いたします税務住民課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。榎木税務住民課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） それでは、議案第36号の請負契約の締結について詳細説明をさせていただきます。

最初に、本事業は昨年度より実施しております七日市地区にあります横立団地の老朽化に伴う

建て替え工事をごさいますして、現在工事を発注してありますが、その解体工事で3棟12戸を解体しましたところに、昨年と同様の木造2階建てを2棟4戸建設するものでございます。

参考資料の26ページ及び28ページに資料を載せておりますので御覧ください。

工事名は令和4年度横立団地C棟建築工事でございます。

工事場所は吉賀町七日市地内でございます。

続きまして、工期は吉賀町議会の議決のあった日の翌日から令和5年2月28日まででございます。

主な工事内容としましては、1棟2戸、木造2階建て、延べ面積で159.52平米でございます。

入札の結果につきましては、下にございます表のとおりでございますが、予定価格が4,842万5,000円、調査基準価格が4,433万4,000円でございます。一般競争入札にて入札を執行したところ、表に示しました結果のとおり、株式会社松原工務店が落札者となりました。

その後、6月2日に仮契約を締結いたしまして、条例の定めるところにより議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、工事の概要につきまして説明をさせていただきたいと思ひます。28ページに平面図を載せております。

本年の第1回定例会時の現地調査におきまして、令和3年度実施工区を御覧いただきましたが、今年度はその隣になります、図面でいいますちょうど真ん中のところにC棟D棟といったものを建築する計画でございます。

引き続きまして、議案第37号の請負契約の締結について詳細説明をさせていただきます。

工事名は令和4年度横立団地D棟建築工事でございます。

工事場所、工期、主な工事内容は、先ほど説明しました議案第36号と全く同じですので、省略をさせていただきます。

入札の結果につきましては下の表のとおりでございますが、予定価格4,825万8,000円、調査基準価格が4,419万といたしまして、一般競争入札にて入札を執行したところ、表のとおり有限会社齊藤建設が落札者となりました。

こちら6月2日に仮契約を締結いたしまして、その後、このたび議会の議決を求めるものでございます。

施工場所につきましては、先ほど説明しましたC棟、D棟の下側のほう、D棟になりますので御覧ください。

以上、詳細説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 先ほど御説明がありましたように、今、解体の工事のほうが進んでいるかと思いますが、現場の解体工事、全て終了する見込みというのはいつになっていますか。お聞きします。

○議長（安永 友行君） 榎木税務住民課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） 工期が7月末までであったと確か記憶しております。おおむね今月中には終わるといように、担当のほうからは伺っております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今月中にというお話ですけども、今月中に現地の解体の検査まで終わっているということでもいいのか、その点、改めてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） できるだけ早いところで検査まで終わりたいというふうを考えてはおりますけども、まだ天候であったりとかいうことでどのようになるか分かりませんので、ここでいつまでというのはお答えできませんが、工期としましては、まだ十分ございますので、工期内の竣工は必ずできるというふうと考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 私がお聞きしたかったのは、今の契約の分の工期そのものが議会の議決のあった日からの工期となっております。そうなりますと、すぐ入れるか入れないかということが問題となりますので、そういう意味でお聞きをしております。

検査も済まないところに入るわけにもいかないという事情もございますので、その点も踏まえてお聞きをしておりますので、御理解をください。

それで、実際の現場に入るまでの問題として、業者によっては地下に埋設されているもの等が十分確認できなくて残地されていたりとか、そういうものもありますが、そこら辺の確認までを解体工事の検査では行うことになるのか、改めてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） 地下の埋設物ということですけども、基本的には、住宅が建設ある部分につきましては、埋設物については全部解体に含めて引き上げるようにということになっております。あそこに井戸が1か所ございましたけども、こちらが今回のもので、確か解体のほうで処分するようになっていたと思うんですが、ちょっとすみません、そのところは記憶が定かでないのです。申しわけございません。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第9、議案第36号請負契約の締結について（横立団地C棟建築工事）及び日程第10、議案第37号請負契約の締結について（横立団地D棟建築工事）の質疑は保留をしておきます。

日程第11. 議案第38号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第38号請負契約の締結について（蔵木小学校改修工事）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第38号請負契約の締結についてであります。

下記工事について請負契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月9日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、契約の目的、令和4年度蔵木小学校改修工事、2、契約の方法、一般競争入札による文書契約、3、契約金額、1億9,976万円、うち消費税額は1,816万円であります。4、工期、吉賀町議会の議決のあった日の翌日から令和5年3月27日までであります。5、契約の相手方、島根県益田市高津7丁目16-23、宮田建設工業株式会社益田支店、支店長高平則征でございます。

詳細につきましては、教育委員会次長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。それでは、議案第38号請負契約の締結について、説明いたします。

議案と参考資料の29ページを御覧ください。

この契約の目的となります令和4年度蔵木小学校改修工事につきましては、本年2月25日の全員協議会においても御説明させていただいておりますが、改めて概略を申し上げます。

今回の改修工事は、一昨年の3月に策定しました吉賀町学校施設の長寿命化計画に基づく改修でございます。

工事の場所は、吉賀町蔵木地内、工期は、議会の議決のあった日の翌日から令和5年3月27日までの9か月余りとしています。

工事概要につきましては、全員協議会において御説明させていただいた内容から、プールと校舎裏の倉庫の改修、そして、外構の一部を除くものとなっております。そこに記載してあります

管理教室等の全面改修を主として、屋内運動場、渡り廊下、そして、今回は旧蔵木中学校施設を仮校舎として使用することとしておりますので、それらの改修が含まれております。

したがいまして、まずは旧蔵木中学校施設を改修して仮校舎として利用できるように整えて、その後、夏休み、8月あたりに仮校舎へ移転、2学期、3学期は仮校舎で教育活動を実施することとして、この間に現小学校施設の改修工事を実施するという予定としております。

この事業に係る入札が、先般、5月31日に執行されて、そこに記載されている業者の応札がありました。その結果、宮田建設工業株式会社益田支店様が落札され、同社と1億8,160万円プラス消費税で請負契約を締結するというものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 入札公告のほうのことでお聞きをいたします。

この入札公告の入札参加資格の施工実績調書というところに、公共工事における元請として平成29年4月以降に完成した学校建築で、1棟当たり延べ面積が700平米以上施工した実績があることということになっております。このような施工実績を求めたことの説明をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。入札公告の中の施工実績等についての御質問です。

こちらの施工実績等につきましては、設計士のほうともいろいろ御相談をさせていただいて、こういった実績を求めることが必要であろうというところで設けさせていただきました。こちらについては、適正な施工の確保だとか、そういったこと等々を踏まえて設けさせていただいたものでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 設計士のほうとの協議ということでお聞きをいたしました。

今、吉賀町が発注する施工実績の考え方が、結構、5年分ぐらいしか見ていないと。今、学校建築とかいうふうに限定をすると、これは一般の建築を含めてでもいいんですが数も非常に限られる、そういう内容を含んでいるというふうには感じましたので、平成29年4月以降というよりは、今、島根県なんかの入札公告を見ますと、さらに10年ぐらい前からの施工実績を求めたりもしているわけですが、そういう余裕のある施工実績ということにはならなかったのか、直近5年ぐらいというところにとどめたということについての説明をお伺いします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 今回のこの蔵木小学校の改修工事でありますけれども、実績を求め

るときに過去5年間の工事实績を見させていただくということでございます。

総じて町が発注する工事につきましては、場合によっては、工事の内容によってはというところはあるかもしれませんが、大筋、過去5年間の実績を見ておるところ、それから、補足的に申し上げますと、その工事に係る費用のおよそ半額以上の工事实績、それから、規模的に申し上げますと、工事をしようとする面積の半分以上の工事实績というふうなところで、これを1つの基準として入札を執行させてきていただいております。

議員御指摘の部分でございますけれども、工事の種類、それから、これまでもいろいろと御意見を頂戴いたしておりますいわゆる町内業者さんへの配慮といえますか、そうしたものを今後は最大限考えながら入札手続きを行ってまいりたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 確認ですが、工事概要に建物名称が5か所あります。これの工事金額の概要をお願いします。概算を。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） すみません。ただいま資料を持ち合わせていませんので、後ほどまた報告させてもらいたいと思います。

○議長（安永 友行君） 後ほど、今日の午後になるかもしれませんが、資料は提出いただきます。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第11、議案第38号請負契約の締結について（蔵木小学校改修工事）の質疑は保留をしておきます。

ここで10分間休憩します。

午前10時12分休憩

.....

午前10時23分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程に入る前に、先ほどの蔵木小学校改修工事の内訳、資料を求めましたので、大庭次長のほうから説明をさせます。大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） すみません。先ほどの工事費の内訳について、御説明いたします。

設計の直接工事費ということで御理解願いたいと思います。

区分が校舎と屋内運動場、それから、旧蔵木中学校、その他外構等ということで4つに分けて説明いたします。

まず、校舎のほう約1億200万円、屋内運動場が500万円、それから、旧蔵木中学校のほう1,600万円、その他外構等2,000万円という内訳になっております。

○議長（安永 友行君） よろしいですか。質疑があればそれを認めます。ありませんか。2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 内訳、ありがとうございます。議会でも再々話が出ておりますが、町内企業に対して発注をできるだけしてほしいということをお願いをしておるんですが、こういうふうな内訳というか分離発注等々を検討いただくのと、町内企業にも免許等々ない部分で資格がない部分がございますが、経験をして成長していただくということを考えて、できるだけ分離発注、それから、教育していくとか、育成していくとか、ちょっと失礼な言葉になりますが、その辺も考えて公共事業に、町内企業をぜひとも出していただくということをしっかり考えていただければいろいろできることがあると思いますので、お願いしたいというところで。すみません。

以上です。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 一般的なお話になろうかと思いますが、その点、御容赦いただきたいと思っております。

常々、議員のほうからも、ほかの議員も含めてでございますが、町内業者にも発注の機会ということをお話をいただいておりますので、今回もそうでございますが、そうしたことが可能性があるかどうかというところから、まず、入札指名審査会のほうでも協議をさせていただきました。

先ほど詳細説明のときに次長が申し上げましたが、全員協議会で申し上げた工事内容から、プールであったり、倉庫の件であったり、外構、ここの部分は切り離しをして町内企業様のほうへ発注をまずさせていただいたということを我々としては対応させていただきました。

それから、今回、議案として上程をさせていただいております蔵木小学校の改修工事でございますが、これにつきましても、入札指名審査会、都合3回、開催をさせていただきました。これはなぜかと言いますと、町内の業者さんに対しての発注ができるかどうかということでございます。資格のことがあったり、それから、場合によっては、JV、共同企業体とか、いろいろなことを検討させていただきましたが、やはり設計士の先生とお話をする中で、非常に難しいかと。特に規模感とかありますので、そうしたことで難しいというような御意見もいただいたということでございます。

それから、ただ、入札の公告にもございますが、いわゆる今回の元請につきましては益田の業者さんになりましたが、下請け等の工事につきましては、極力、町内の企業様を使っていただくということも、その公告の中に掲載をさせていただいておりますので、工事の着工に当たっては、

そうしたことを御理解をいただきながら対応していただけるものと考えております。

それから、これの工事に限らずでございますけど、建築以外の公共の土木建設工事につきましても、町内企業の皆さんへの公平公正な発注機会の確保と、もう一つは、町内企業の皆さんの、先ほどもお話がございました育成、育てるということにも観点を置いて、これからも対応をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの件については保留をしておりますので、その際にお願いたします。

日程第 1 2. 議案第 3 9 号

日程第 1 3. 議案第 4 0 号

○議長（安永 友行君） 日程第 1 2、議案第 3 9 号吉賀町立学校設置条例の一部を改正する条例について及び日程第 1 3、議案第 4 0 号吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案 2 件について、一括で上程をさせていただきます。

まず、議案第 3 9 号吉賀町立学校設置条例の一部を改正する条例について。

吉賀町立学校設置条例（平成 1 7 年吉賀町条例第 7 8 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 6 月 9 日提出、吉賀町長岩本一巳。

議案第 4 0 号でございます。吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について。

吉賀町放課後児童クラブ条例（平成 2 7 年吉賀町条例第 2 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 6 月 9 日提出、吉賀町長岩本一巳。

関連がございますが、まず、第 3 9 号につきましては、所管いたします教育委員会の教育次長のほうから、議案第 4 0 号につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうからそれぞれ詳細の説明をさせていただきますので、よろしく願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。最初に、大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。議案第 3 9 号吉賀町立学校設置条例の一部を改正する条例について、説明をいたします。

議案と参考資料の 3 0 ページに新旧対照表がございますので御覧ください。

この一部改正は、先ほどの議案第 3 8 号とこのあとの議案第 4 0 号に関連するものでございます。

先ほどの議案第 3 8 号でも御説明いたしましたように、本年度、蔵木小学校の改修工事を実施

するに当たりまして、工事期間中は、旧蔵木中学校施設を仮校舎として利用することとしております。したがって、施設の一時的な移転ではありますが、この間は移転先の場所で教育活動を実施することから、蔵木小学校の位置を改めるというものでございます。

条例第2条に小学校の位置を規定しておりまして、別表第1の蔵木小学校の位置の欄について、吉賀町蔵木14番地2から吉賀町蔵木54番地に改めるというもので、施行期日を令和4年9月1日としております。

以上で説明を終わります。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。それでは、議案第40号吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を行います。

改正内容は1点でございます。

参考資料31ページをお開きください。

先ほど議案第39号の詳細説明でもありましたように、蔵木小学校の改修工事により、蔵木放課後児童クラブの実施場所を旧蔵木中学校へ変更する必要があることによる一部改正でございます。

資料31ページの新旧対照表を御覧いただければと思います。

現行の吉賀町放課後児童クラブ条例第2条第1項中の表の一番上でございますが、蔵木放課後児童クラブの位置、吉賀町蔵木14番地2を、改正後では、吉賀町蔵木54番地に改める内容でございます。

なお、改正につきましては、令和4年9月1日から施行となります。

以上で、議案第40号吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例につきましての詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第12、議案第39号吉賀町立学校設置条例の一部を改正する条例について及び日程第13、議案第40号吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第14、議案第41号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第41号吉賀町社会福祉士等修学資金貸与条例の一部

を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第41号吉賀町社会福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町社会福祉士等修学資金貸与条例（平成17年吉賀町条例第103号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年6月9日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第41号吉賀町社会福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。

改正理由といたしましては、六日市医療技術専門学校の閉校に伴うものということでございます。

参考資料32ページをお開きください。

こちらの新旧対照表によって説明を申し上げたいと思います。

この中に、条例第2条第4号に、六日市医療技術専門学校専門学校の表記がございまして、閉校したことにより、この部分を削除させていただきたいと、こういう内容となっております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第14、議案第41号吉賀町社会福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第15. 議案第42号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第42号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第42号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町介護保険条例（平成17年吉賀町条例第125号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年6月9日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。それでは、議案第42号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についての詳細説明を行います。

改正点については1点でございます。

6月3日における全員協議会で御説明させていただきましたが、新型コロナウイルス感染症により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免適用期間について、令和5年3月31日まで延長されることによる一部改正でございます。

資料33ページの新旧対照表を御覧ください。

現行の吉賀町介護保険条例附則第10条第1項中の令和4年3月31日を、改正後では令和5年3月31日に改める内容でございます。

なお、改正は公布の日から施行し、施行後の附則第10条第1項の規定は、令和4年4月1日から適用となります。

以上、議案第42号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第14、議案第42号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第16、議案第43号

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第43号令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第43号令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ147万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,945万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年6月9日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページは第1表歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入でございます。

款6県支出金、項1県負担金補助金、5億9,485万4,000円に50万円を追加し、5億9,535万4,000円。

款8繰入金、項1他会計繰入金、7,999万4,000円に97万1,000円を追加し、8,096万5,000円。

これによります歳入合計でございます。7億6,798万6,000円に147万1,000円を追加し、7億6,945万7,000円でございます。

2ページは歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、3,043万4,000円に97万1,000円を追加し、3,140万5,000円。

款2保険給付費、項6傷病諸費、新たに50万円を追加し、50万円となるものでございます。

これによります歳出の合計、7億6,798万6,000円に147万1,000円を追加し、7億6,945万7,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。議案第43号令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、説明をさせていただきます。

予算書の6ページをお開きください。

歳出から説明をさせていただきます。

6ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料から節4共済費につきましては、説明欄の001人件費のところでございます。人事異動等によりまして増額補正となっております。計上をさせていただいております。詳細につきましては、給与費明細のほうを御覧いただければと思います。

節12委託料、5万2,000円及び節17備品購入費、30万8,000円につきましては、説明欄002一般管理事務費のところでございますが、システム保守委託料、庁内器具費としま

して、国民健康保険の事務処理標準システム用のパソコン料を計上しております。これにつきましては、当初予算では一般会計の総務費で計上をしておりましたが、このたび、国保会計のほうへ計上の変更を行ったものでございます。

続きまして、款2保険給付費、項6傷病諸費、目1傷病手当金、節18負担金、補助及び交付金で、50万円を計上させていただいております。説明欄の003傷病手当金についてでございます。昨年度と同様の金額を計上しておりまして、休業手当金と同様の手当金となっております。

以上の歳入歳出に伴う歳入について御説明を申し上げます。

予算書5ページをお開きください。

款6県支出金、項1県負担金・補助金、目1保険給付費等交付金、節2特別交付金、50万円を計上させていただいております。これにつきましては、歳出の傷病手当金に対する同額の入りの部分でございます。

その下の款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節2職員給与費繰入金、97万1,000円を計上させていただいております。これにつきましては、歳出で説明をさせていただきました給与費に対する同額の入りの部分と、国保物件費としてパソコン購入費及び保守委託料の合計額に対する入りの部分を計上させていただいております。

以上、議案第43号令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第16、議案第43号令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第17. 議案第44号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第44号令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第44号令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,259万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年6月9日提出、吉賀町長岩本一巳。

おめくりいただきまして、第1表歳入歳出予算補正の、まず、歳入でございます。

款1保険料、項1介護保険料、1億8,163万4,000円から101万5,000円を減額いたしまして、1億8,061万9,000円。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、1億2,460万2,000円に40万5,000円を追加し、1億2,500万7,000円。

款7繰入金、項1他会計繰入金、2億1,538万9,000円から130万円を減じまして、2億1,408万9,000円。2基金繰入金、今回、61万円を新たに補正をいたします。

これに伴う歳入合計、11億2,389万円から130万円を減額いたしまして、11億2,259万円でございます。

2ページは歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、4,934万1,000円から130万円を減じまして、4,804万1,000円でございます。

これに伴う歳出合計でございます。11億2,389万円から130万円を減額いたしまして、11億2,259万円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。それでは、議案第44号令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、説明をさせていただきます。

予算書の6ページをお開きください。

歳出のほうから説明をさせていただきます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料、マイナス130万円を計上させていただきます。これにつきましては、当初予算では介護初任者研修を行うに当たりまして、町が実施主体となり社会福祉協議会へ委託をすることとしておりましたが、島根県の介護職員養成研修の事業、実施要項におきまして、市町村を実施主体では実施ができないことが判明いたしましたため、このたび、吉賀町社会福祉協議会を実施主体として、事業費につきましては、補助金で対応することといたしました。このことから、会計課目の組み替えによる減額を行うものでございます。

この減額分につきましては、一般会計の民生費において、社会福祉協議会へ補助金で計上をさせていただきます。

以上が歳出に伴う歳入についてでございます。

予算書5ページをお開きください。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者介護保険料、節1現年度分、マイナス101万5,000円を計上いたしております。これにつきましては、昨年度も計上させていただき、6月3日の全員協議会において説明をさせていただきました新型コロナウイルスの影響による介護保険料の減免分となります。

その下の款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金、節1現年度分、40万5,000円を計上いたしております。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症にかかる介護保険料減免分の国からの調整交付金でございます。

続いて、款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節5事務費繰入金でございます。マイナス130万円を計上しております。これにつきましては、歳出で説明いたしました委託料の減額計上による一般会計からの繰入れの減額分でございます。

続きまして、款7繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金、節1介護給付費準備基金繰入金、61万円を計上しております。これにつきましては、保険料減免による減額を基金からの繰入れによるものとして計上いたしております。

以上、議案第44号令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第17、議案第44号令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第18. 議案第45号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第45号令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第45号令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）であります。

令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,358万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年6月9日提出、吉賀町長岩本一巳。

おめくりいただきまして、第1表、歳入歳出予算補正であります。

まず、歳出でございます。

款1総務費、項1施設管理費、4,180万4,000円に4万円を追加いたしまして、4,184万4,000円。

款7予備費、項1予備費、50万円から4万円を減額いたしまして、46万円。

これに伴う歳出合計、6,358万5,000円で、これは増減ございません。

3ページをお開きください。

歳出の事項別明細でございます。

今回の補正につきましては、共済組合の負担金の負担率の変更に伴うものでございまして、これを調整するものでございます。

款1総務費の項1施設管理費の目1一般管理費でございますが、1,502万1,000円に4万円を追加いたしまして、1,506万1,000円でございます。内訳といたしましては共済費でございまして、申し上げましたように、職員共済組合の負担金を4万円増額するものでございます。

内容につきましては、4ページ、5ページの給与費明細書のほうを御参照いただきたいと思います。また、これに伴い、予備費を調整をさせていただきます。したがって、下段にありますように、予備費50万円から4万円を減額いたしまして、46万円となるものでございます。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 本件については詳細説明はありません。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第18、議案第45号令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第19、議案第46号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第46号令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）

を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第46号令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）であります。

令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,207万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億2,656万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の補正は、第5表地方債補正による。

令和4年6月9日提出、吉賀町長岩本一巳。

おめくりいただきまして、第1表の歳入歳出予算補正の、まず、歳入でございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、4億311万7,000円に700万3,000円を追加し、4億1,012万円。2国庫補助金、3億8,590万5,000円に9,355万4,000円を追加し、4億7,945万9,000円。款15県支出金、項1県負担金、2億989万7,000円に110万7,000円を追加し、2億1,100万4,000円。2県補助金、2億7,368万8,000円に49万8,000円を追加し、2億7,418万6,000円。款17寄附金、項1寄附金、1,301万円に1,000万円を追加し、2,301万円。款18繰入金、項2基金繰入金、5億3,846万9,000円に2,040万9,000円を追加し、5億5,887万8,000円。款21町債、項1町債、8億2,629万8,000円に950万円を追加し、8億3,579万8,000円。

これに伴います歳入の合計でございます。72億8,449万8,000円に1億4,207万1,000円を追加し、74億2,656万9,000円となるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

款1議会費、項1議会費、7,027万8,000円に22万1,000円を追加し、7,049万9,000円。

款2総務費、項1総務管理費、9億2,007万2,000円に1,016万6,000円を追加し、9億3,023万8,000円。2徴税費、5,688万4,000円から415万7,000円を減じまして、5,272万7,000円。3戸籍住民基本台帳費2,729万8,000円に10万4,000円を追加し、2,740万2,000円。

款3民生費、項1社会福祉費、11億1,382万5,000円に5,127万9,000円を追加し、11億6,510万4,000円。2児童福祉費、5億3,366万1,000円に

1,294万1,000円を追加し、5億4,660万2,000円。

款4衛生費、項1保健衛生費、4億725万8,000円に2,733万7,000円を追加し、4億3,459万5,000円。

款6農林水産業費、項1農業費、4億586万8,000円から494万5,000円を減額しまして、4億92万3,000円。2林業費、3億2,952万円に275万5,000円を追加し、3億3,227万5,000円。

款7商工費、項1商工費、1億2,442万4,000円に3,155万円を追加し、1億5,597万4,000円。

款8土木費、項1土木管理費、2億7,407万6,000円に1,065万3,000円を追加し、2億8,472万9,000円。2道路橋梁費、2億8,405万6,000円に320万7,000円を追加し、2億8,726万3,000円。

款10教育費、項1教育総務費、2億7,133万円に57万4,000円を追加し、2億7,190万4,000円。4社会教育費、1億7,334万5,000円に15万8,000円を追加し、1億7,350万3,000円。5保健体育費、6,611万7,000円に22万8,000円を追加し、6,634万5,000円。

これに伴います歳出合計でございます。72億8,449万8,000円に1億4,207万1,000円を追加し、74億2,656万9,000円となるものでございます。

3ページは、第5表の地方債補正であります。

起債の目的、1合併特例事業債、補正前の限度額2億1,940万円を、補正後において2億2,890万円とするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前後で変更がございません。お読み取りをいただきたいと思います。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第46号令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）について、説明をいたします。

予算書は、進んでいただきまして、歳出ですが、19ページを御覧いただければと思います。給与費明細書でございます。

19ページの上段を見ていただきますと、特別職の表があろうかと思えます。この表のうち、一番下の欄ですけれども、比較の欄、ここに、その他特別職という区分があろうかと思えます。ここに、職員数1、それから、報酬が99万円の金額が計上してございます。これは後ほど説明

をさせていただきますけれども、企画総務費で出てまいりますけれども、地方創生アドバイザーを招聘するものということでお読み取りをいただければと思います。

それから、19ページ、中段から下です。

2、一般職以降のところですが、人件費について、計上、明細を示させていただいております。これについては、本年の4月1日の人事異動、これに伴うものということでお読み取りをいただければというふうに思います。

それでは、すみません。戻っていただきまして、予算書8ページでございます。

8ページ、議会費、それから、総務費、記載をさせていただいておりますけれども、これらについては、人件費に係るものという部分で見いただければというふうに思います。

それから、次のページに進んでいただいて、9ページでございます。

総務費、総務管理費の5財産管理費であります。008基金積立金、1,000万円の予算計上があるかと思っております。地域福祉基金に積み立てるものでございます。この内容ですが、後ほど、また歳入で同額を計上させていただいておりますけれども、一般寄附があったことによるものということでございます。一般寄附として1,000万円があったというものであります。

それから、その下です。今度は、8電算管理費です。002電算管理費の使用料、19万8,000円。これについては、マイナンバーカードの、いわゆるマイナポイントを付与する専用端末がございますが、そのリース料というものでございます。

それから、その下、9吉賀高校費、002吉賀高校支援事業費、吉賀高校生徒下宿補助金ということで18万円の予算計上がしてございます。これにつきましては、今、町内で3件の下宿、吉賀高校生を対象として3件の下宿生がおります。これまで、この補助制度は既にあったところですが、実態からして、いささか、いわゆる保護者さんへの負担が大きいのではないかと、というようなところから、月額5,000円を上乗せするというか、補助金額に乗せるという、こういう変更をかけさせていただいたところでありまして、その分の予算計上ということになります。

それから、その下です。10自治振興費、005自治振興施設管理費、補修工事費として220万円の予算計上をしております。内容を申し上げますと、これは、野中地区の集会所の修繕費でございます。野中地区集会所の、いわゆる玄関ポーチというものがおりますけれども、その軒の部分、これが非常に壁が落ちてくる。雨漏り、そうしたものが、今、見受けられる状況になっているところです。この部分について、急遽、補修をする必要が生じたので、予算計上をしておるというものです。

それから、その下の11企画総務費、002企画総務費として地方創生アドバイザー99万円、それから、費用弁償9万7,000円。これについては、先ほど給与費明細書のところで少しお

話をしました。参考資料がございます。参考資料は34ページを見ていただければと思います。このたび、地方創生アドバイザーとして資料34ページ、ここに吉長成恭先生を招聘したいというものでございます。吉長先生については、一般社団法人ちゅうごくPPP・PFI推進機構の代表理事を務められております。その他経歴等については、お読み取りをいただければというふうに思いますけれども、その招聘に係る費用を予算計上しておるところでございます。

それでは、予算書は進んでいただきまして、今度は11ページです。

民生費、社会福祉費、1社会福祉総務費、002社会福祉総務費、社会福祉協議会補助金として130万円の予算計上があるかと思っております。これにつきましては、先ほどの議案第44号、介護保険特別会計で説明をさせていただいた部分であります。介護職員の養成研修に係るものということで、特別会計のほうからこちらの一般会計のほうに移行させたというものでございます。そのようにお読み取りをください。

それから、その下の011住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費でございます。これは、資料がありまして、35ページと36ページに関係資料をおつけしております。資料のほうを用いて説明をさせていただきます。資料の35ページを見ていただきますと、この臨時特別給付金の内容について記載がしてございます。中ほどを見ていただきますと、給付金の支給額といたしまして1世帯当たり10万円、それから、その下に、支給対象ということで、対象となる世帯について記載をさせていただいておるところでございます。このたび、予算計上をいたしましたのは、500世帯分の予算計上、それから、それに関わる事務的な諸経費を予算計上いたしておるところで予算書のほうを見ていただければというふうに思います。

それでは、予算書のほうですけれども、11ページ、中段から下です。

3高齢者福祉施設費、002老人福祉センター管理費です。指定管理料として88万5,000円を計上いたしております。はとの湯荘の指定管理料でございまして、いわゆるコロナの影響分というところ、さらに、期間は本年の1月から3月までの部分の影響額について、このたび計上をさせていただいておるところであります。

次のページに進みまして、12ページをお開きください。

民生費、児童福祉費、4母子父子福祉費でございます。005低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業費456万円。それから、その下、下がっていただきますと、同じく005低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業費395万3,000円、2つに分けて予算を計上させていただいておるところです。これについても、資料を用いて説明をさせていただきたいと思っております。

資料については、37ページと38ページでございます。

資料の37ページのタイトルのところを見ていただきますと、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）というふうになるかと思っております。38ページ

のほうを見ていただきますと、このタイトルとして、括弧書きのところですがけれども、ひとり親世帯以外分というふうになっているかと思えます。その上で、予算書なんですけれども、最初に出てくる456万円の部分につきましては、資料は38ページです。したがって、ひとり親世帯以外分のところについての予算計上、それから、もう一つ、予算書で395万3,000円のところ、これについては、ひとり親世帯分についての予算ということで見ただけであればというふうに思います。それぞれ対象については記載のとおりでございます。給付額については、どちらとも同じですがけれども、児童1人当たり一律5万円というふうな内容でございます。ひとり親世帯以外分については88人分、それから、ひとり親世帯分については76人分の予算計上というところで見ただけであればというふうに思います。

それから、挟まれる形で1つ飛ばしましたけれども、予算書12ページの右側の上、002母子父子福祉総務費442万8,000円の予算計上があるかと思えます。母子生活支援施設入所措置費ということで、該当事案の発生により、今回、予算計上をさせていただいておることでございます。

予算書、次に進みます。

13ページの中段でございます。

衛生費、保健衛生費、3予防費です。003予防接種費1,476万4,000円。これにつきましては、内容は新型コロナウイルス感染症ワクチン4回目接種に係る費用ということで見ただけであればというふうに思います。内容といたしましては、6月3日の全員協議会で御説明をしたものでございます。

それから、その下です。

5環境衛生費、002環境衛生総務費、簡易給水施設整備事業費補助金100万円の予算計上がしてございます。これについては、申請が見込まれることからの予算計上ということでございます。

次のページにいただきまして、14ページ、中ほどです。

農林水産業費、農業費、3農業振興費、002農業振興総務費、集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金30万円でございます。この内容につきましては、地区に対する補助金ということになってまいりますけれども、法人化を進めようと考えている地区に対する補助金でございます、国のメニューということでございます。国のメニューを活用する、そこでの予算計上というところでございます。

それでは、進んでいただきまして、16ページです。16ページの上段です。

商工費、商工費、1商工振興費、002商工振興総務費、事業経営継続補助金3,155万円の予算計上があるかと思えます。内容といたしましては、6月3日の全員協議会で説明をさせて

いただきましたコロナ臨時交付金を活用して、この補助金を計上いたしておるというものでございます。

それでは、次のページにいていただきます。17ページに入ります。

土木費、道路橋梁費、2道路橋梁新設改良費、003道路新設改良単独事業費、測量設計委託料として300万円の予算計上。これについては、現場といたしましては、町道畑線の改良工事に係るものでございます。

それから、その下に移りまして、今度は、教育費、教育総務費、2事務局費、007特別支援教育事業費、建設工事費として39万6,000円。内容について申し上げますと、これについては、朝倉小学校の階段におきまして、手すりを設置するものであります。既に片側については手すりがついておりますけれども、もう片側にも手すりをつけたいということで、学校からの要請もございまして、今回、予算計上をいたしておるものでございます。

次のページにいていただいて、18ページです。

中段の表ですけれども、教育費、保健体育費、1保健体育総務費、003保健体育施設費、指定管理料として22万8,000円の予算計上がしてございます。これについて、施設といたしましては、真田グラウンドでございます。本年1月から3月までのコロナの影響分ということで、今回、予算計上をいたしておるところです。

それでは、また戻っていただきまして、今度は歳入に移ります。

6ページでございます。

国庫支出金、国庫負担金、1民生費国庫負担金、母子生活支援施設入所措置費負担金221万4,000円。これについては、先ほど母子父子福祉費のところの説明した内容、その財源となるところでございます。

それから、その下、2衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、この部分については、予防接種費の財源となるというところで見てください。

それから、その下です。

国庫支出金、国庫補助金、1総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。これにつきましては、今回、事業経営継続補助金、そのこの部分の財源となるというところでお読み取りをください。

さらに、その下、2民生費国庫補助金、子育て世帯臨時特別支援事業費補助金。これについては、同じ表現で歳出予算のところの説明したところでございます。

それから、その下の低所得の子育て世帯支援特別給付金事業費の給付費補助金並びに事務費補助金ということです。これも母子福祉福祉費のところの説明を申し上げた部分でございます。

さらに、その下です。

3 衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種財政確保等事業費補助金。これについては、予防接種費のところの説明をした部分でございます。

それから、下がっていただいて、県支出金、県負担金、1 民生費県負担金でございます。これは、母子父子福祉費のところの御説明を申し上げた部分というところでお読み取りをください。

次の7 ページに進んでいただきまして、県支出金、県補助金、1 総務費県補助金、マイナポイント事業費補助金19万8,000円がでございます。これは、電算管理費のところの説明をさせていただいたところでございます。

さらに、その下、5 農林水産業費県補助金、集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金でございます。30万円の予算計上。これは、農業振興費で説明をさせていただいた部分でございます。

その下に下がっていただきまして、寄附金、寄附金、1 寄附金、一般寄付金として1,000万円の予算計上。これは歳出のところと言いますと、基金の積立金のところの説明をさせていただいた部分の歳入部分でございます。

それから、その下です。

繰入金、基金繰入金、1 財政調整基金繰入金です。この部分につきましては、今回の補正に係る財源調整というところでお読み取りをいただければというふうに思います。

それから、その下、町債、町債、3 合併特例事業債、道路、運動広場それぞれ予算を計上いたしておるところでございますけれども、今回の補正に係って財源の調整をさせていただいている部分というところでお読み取りをいただければというふうに思います。

それから、参考資料のほうなんですけれども、進んでいただきまして、67 ページから数ページにわたりまして、総合戦略の実行施策の一覧表をおつけしておるところであります。通常ですと、3月の定例会でこの表は提出させていただくところでありましたけれども、ちょうど総合戦略の改定と重なった関係で、今回の6月定例においてお示しをするということでお話をさせていただいておったところです。これについては、令和4年度の当初段階での数字ということで、併せて見ていただいたらというふうに思いますので、補足させていただいております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、担当課長からの詳細説明が終わったところですが、ここで11時半まで休憩します。

午前11時24分休憩

午前11時33分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

一般会計補正予算（第1号）の詳細説明が終わったところです。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 歳出の11ページで、011非課税世帯に対する臨時特別給付金事業で、令和3年度の支給は対象となっていないとあるんですが、3年度の分について、申請とどうか、対象者は分かりますでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。3年度の実績につきましては、現在、手持ちの資料がございませんので、また御説明をさせていただければと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 9ページの企画総務費、002の地方創生アドバイザーというのがありますが、参考資料に、国土交通省PPPサポーター、この人の人件費かと思うんですけど、ちょっとこの説明がよくわからないんですが、大まかに言って、どういうことをされる人なんか。国から何かこういうことをしろということで金が来るのか、独自の予算でやるのか。この内容をちょっと説明してください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回、お願いをしようとしております地方創生アドバイザーでございますが、これは、国費とか、県費とか、そうした財源があるわけではございません。吉賀町のいわゆる単独費で財源を準備をさせていただいて、今回、この34ページの資料にあります吉長先生にお願いをしようとするものでございます。

これまでの作りとして、千田先生という方に以前お願いをしておりました。これは内閣府の関係で登録をされた方、ここでマッチングをしてということで吉賀町のほうへお出かけをいただきましたが、今回は全くそうではございませんで、吉賀町のほうにあります手持ちの要綱を少しリニューアルをさせていただいて、単独でこの先生にお願いをしようとするものでございます。

34ページの吉長先生の御紹介の資料、まさに国土交通省PPPサポーターということで、PFIというのはよくお聞きになると思います。PPPというのは、パブリック・パーソナル・パートナーシップ、いわゆる官民で一緒にいろいろなことをやっていきたいと思います、こういうものでございます。今、国土交通省がそうしたことをしております、そちらのほうのサポーターを、委嘱を受けて吉長先生が活動をしていらっしゃる、この資料でございます。

左肩に、先生の写真の下に分野ということで、先ほど申し上げましたPPP、PFI、それから、公的不動産利活用、吉賀町も公有財産がございます。こうしたものの利活用を検討していただいたり、それから、公園・文化教育施設、住宅、観光ということで、非常に幅広の活動を、サポーターをしておられます。これは、ある意味、国土交通省の守備範囲の中のお仕事でございます。

して、実は、この資料の中にはありませんが、吉長先生はドクターであります。お医者さんでございます。ですから、我々といたしましては、今、国土交通省のサポーターの仕事、こうした守備範囲に加えて、医療という現場に非常に御造詣の深い方でございますので、この分野に加えて、医療であったり、介護であったり、福祉であったり、それから、もう一つは、これとはまた別に経済分野に非常にたけた方ございまして、産業課のほうもいろいろ御支援なり、御助言もいただいておりますが、以前、議会でも御紹介をさせていただいたかと思いますが、4月1日から、実は広島のごうの地下1階の中へ「やさいバス」という作りのものをしていただいて、そこへ、実は今、吉賀町の有機野菜を持ち込んでいます。そうした御提案をさせていただいたのも、仕掛けは吉長先生でありまして、経済分野、特に生産分野から流通、それから、市場、こうしたことにも非常にお詳しい方でございますので、ここには国土交通省のことだけなんですけど、申し上げましたように、医療、介護、それから、福祉、経済分野、こうしたことに、いろいろなことで地方創生、今、総合戦略も第2期目に入りましたが、こうしたことで、いろいろなところで御助言をいただきたい。さらに申し上げますと、地域づくりにも非常に長けた方でございますので、ありとあらゆるところに対して御意見をいただきたいということで、今回、お願いをさせていただきました。

予算的には、本当にわずかでございますが、通常考えると、こうした金額ではとても来ていただけるような先生ではないんですが、これまで、私、それから、担当課長、担当者のほうが事前にお話をさせていただく中で、今、吉賀町が持っている要綱の中でも御指導なり、御助言をいただけるというような御快諾もいただいているところでございますので、申し上げましたように、いろいろな分野で御活躍をいただきたい、御助言をいただきたいということで、今回、予算の上程をさせていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） サポーターとか、アドバイザーとか、コンサルタントとか、そういうのをいろいろ今までお願いしてやっていますが、ちょっと町民にはよく分からない。このアドバイザーにしても、サポーターにしても、コンサルタントにしても、それを参考に町の施策を進めておられると思うんですが、何のためにお願いしているのか。アドバイザー、コンサルタント、サポーター、内容がちょっと違うんだろうと思うんですが、せっかくこういう先生を雇うわけですけど、その辺がちょっと見えないんです。要するに、成果がどういうふうになるのか。この辺をちょっと、難しいかも分かんけど、今後、こういうことでこういう成果がありましたというようなことを具体的にやられるかどうか。ただ、参考にして、こういうふうにとるとのことだけではよく分からない。せっかくこうして、有名な方だと思うんですが、お呼びして、お願いしてやるんでしたら、何か成果が、これはこういうことだという、全部じゃなくても、そ

の都度でもいいからやってもらうことができますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） いわゆる成果部分を明らかにしなさいということでございますので、これはまた可視化をしていかなければならないと思いますから、これから予算を議決をしていただくと、正式に、今回、吉賀町としての地方創生アドバイザーを委嘱をさせていただくわけですが、それ以後の活動の内容であったり、それから、いわゆる成果、これはまた、その折々で、全員協議会とか、そうした場で報告もさせていただきたいと思います。

それから、先ほど申し上げましたが、まず、これまでのところで、委嘱の前のところで申し上げますと、先ほど言いましたように、「やさいバス」ということで、吉賀町の有機野菜とか、そうした加工品を、今、そごうのほうへ「やさいバス」という形で入れていただくような仕掛けも、既にこの先生にしているということでございますので、成果としての部分は、大きいものも小さいものも含めてお示しをさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 関連ですが、せっかく質問が出ましたので。

今、成果という意味では、前のアドバイザーの千田さんがおられましたけど、そういう報告は受けておりません。ぜひ、これは必要なことですので、御本人の功績にもなりますし、その成果というものを、ぜひ公表、可視化していただきたいと思います。

千田さんの報酬に比べたら、大変減額された報酬なんですけど、御本人さんがそれで可とするならば報酬のことは言いませんけど、今の成果なりを評価するにしても、やはり、専属とは言いませんけど、この先生と直接話のできる職員というのは、ぜひ配置すべきだと思っておりますので、その辺のところをどう考えておられるかということと、ある程度の権限を付与しないと、なかなか思うような動きもできないと思いますので、町として、そこら辺のことをどのように考えておられるか、総合的に聞かせを願いたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、成果の部分でございます。

先ほど言いましたように、今回の吉長先生、議決をいただければ、それ以後のことについては、どういう形になるか分かりませんが報告もさせていただきたいと思います。

それから、先刻、お願いをしておりました千田先生のものでございますが、これは業務委託という形でお願いをしておまして、それぞれ年度ごとの成果品という形で報告書も提出をいただいていると思いますので、また、そうした形で明らかにすることはできようかと思っております。

金額、報酬等でございますが、本当に申し上げましたように低額でございます。これも、今、吉賀町が持っております要綱に準じた形で、このことにつきましては、吉長先生にこうしたもの

しかないですが、ぜひこれでということ御快諾をいただいているということですので、これは、吉長先生に限らずでございますが、これからそうした金額のところについては、また考えていきたいというふうに思っております。

それから、専属の職員というお話がございました。なかなか先生におつきをする、本当に専属職員というのは非常に難しいわけでございますが、地方創生のアドバイザーでございますので、業務といたしましては企画のほうになりますので、企画課のほうで担当の職員を、今、準備をさせていただいているところでございます。当然、ほかの業務と兼務という形になろうかと思えます。

それから、権限というお話がございました。よくある国からの招聘をしたりする、中央の官僚の方を副市長であったり、副知事であったり、そうしたポジションにとということになりますと、そこにはやはり権限もついてくるわけでございますが、今回、お願いをする先生につきましては、前回の千田先生もそうでございますが、あくまで吉賀町の地方創生アドバイザーという方でございます。何かにつけての御助言、御指導をしていただくというスタンスでございますので、権限ということになりますと、先生からいろいろな御意見をいただいたものを、政策、施策として我々が組み立てて、それでもっていかなるものかというようなやりとりになろうかと思えます。ですから、権限というよりは、むしろそうしたことにたいしての御指南をいただくというような形で取り組んでいきたいと思えますし、そういうふうなおつき合いをしていかざるを得ないというふうに思っておりますので、先生からいただいたいろいろな御意見を、早い段階で形にできるものを我々としては作っていききたい、準備をさせていただきたいということでございます。

したがって、直接、吉長先生に何がしかの権限を与えるということは、作りとしては少し難しいかと思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 他にありませんか。ないようでしたら、一応、質疑は打ち切ります。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第19、議案第46号令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第20、同意第1号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第20、同意第1号吉賀町監査委員の選任についてを議

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれで散会といたします。御苦勞でございます。

午前11時54分散会
